

# にほんばし

かわら版

「角筈熊野十二社(俗称十二ぞう)」  
つのはすくまのじゅうにぞう  
 ぞくしょうじゅうにぞう



広重「名所江戸百景」共同通信刊

かつての角筈村は西新宿の一角。紀州熊野から分祀された熊野神社は現在も新宿中央公園内に在るが、池は昭和43年に埋め立てられた。涼を求める人々で賑わいをみせた景勝地は、今は都庁や高層ビルに囲まれている。



## 公益社団法人 日本橋法人会の理想

わたしたちは、税金が社会共通の経費をまかなうための会費であることを理解し、自主申告納税制度の伸長をめざすものであります。

当会は、健全な法人納税者の団体として、

- ①まず正しい記帳と適正な申告と納税が行われるようにすすめるとともに
- ②会員の正しい意見が、税制や税務行政に反映するよう働きかけ、
- ③そこにお互いの信頼のきずなを深めながら
- ④企業と地域社会の発展のために幅広い活動を推し進めます。

## 目 次

第12回通常総会を開催 .....	3
「インボイス制度について」 ～免税事業者は課税事業者になるべきか?～ .....	6
日本橋税務署からのお知らせ .....	12
中央都税事務所からのお知らせ .....	13
中央区税務課からのお知らせ .....	14
中央区環境課からのお知らせ .....	15
日本橋らんちのためのうまいものめぐり 「山本山 ふじエ茶房」 .....	16
税金クイズ .....	17
法人会今後の予定・編集後記 .....	18



## 公益社団法人日本橋法人会

# 第12回通常総会を開催

去る6月7日、日本橋公会堂大ホールに於いて、第12回公益社団法人日本橋法人会通常総会が開催され、三田会長を議長として各議案の審議に入りいずれも満場一致で可決されました。

本年は役員改選の年にあたり、総会終了後、臨時理事会が開催され別掲の通り新執行部が可決されました。また、法人会関係の事業活動で特に顕著なご功績のあった方々に対する感謝状贈呈が三田会長より行われました。

### 第一部 通常総会風景



第12回通常総会



三田会長



御来賓の日本橋税務署幹部の皆様



大島副会長による開会の辞



議長を務める三田会長



八代副会長による2022年度事業報告と2023年度事業計画案の説明



宮城副会長による第2号議案役員改選の上程



永年勤続感謝状贈呈式



永年勤続役員功労感謝状受彰 村田 謹一郎 監事(右)



永年勤続役員功労感謝状受彰 橋本 泰蔵 地区長(右)



永年勤続役員功労感謝状受彰 廣田 勝國 地区長



永年勤続役員功労感謝状受彰 吉益 敬容 青年部会長



幸日本橋税務署長に祝辞を賜る



相川副会長による閉会の辞

## 第二部 講演会

「未来の医療革命 命をつなぐ人工血液」 講師:防衛医科大学校 医学教育部医学科 免疫・微生物学 木下 学 教授



第二部講演会 司会：金井 総務副委員長



第二部講演会 講師：木下 学 教授

## 新執行部名簿（理事・監事）

2023年 6月 7日

（敬称略）

会 長	（代表理事）	三 田 芳 裕	1の部地区長	（常任理事）	小 林 正 幸
副 会 長	（業務執行理事）	八 代 元 行	2の部地区長	（常任理事）	平 野 熙 幸
副 会 長	（業務執行理事）	細 田 眞	3の部地区長	（常任理事）	岩 田 東 一
副 会 長	（業務執行理事）	吉 田 誠 男	4の部地区長	（常任理事）	鳥 山 博 司
副 会 長	（業務執行理事）	相 川 和 宏	5の部地区長	（常任理事）	外 川 隆 康
副 会 長	（業務執行理事）	大 島 博	6・7の部地区長	（常任理事）	峰 岸 昌 弘
副 会 長	（業務執行理事）	宮 城 邦 弘	特別研修部会長	（ 理 事 ）	酒 井 英 彦
副 会 長	（業務執行理事）	宮 入 正 英	青年部会長	（ 理 事 ）	小 川 茂 之
副 会 長	（業務執行理事）	高 岡 慎 一 郎	女性部会長	（ 理 事 ）	鈴 木 道 子
総務委員長	（常任理事）	松 本 宏 道	2の部副地区長	（ 理 事 ）	宮 城 精 一
予算委員長	（常任理事）	市 川 秀 明	3の部副地区長	（ 理 事 ）	戸 塚 建 三
社会貢献委員長	（常任理事）	柏原 孫左衛門	4の部副地区長	（ 理 事 ）	渡 辺 秀 次
事業委員長	（常任理事）	田 中 廣		（ 監 事 ）	福 田 昭 三
組織委員長	（常任理事）	玉 木 章 夫		（ 監 事 ）	山 川 秀 樹
税制委員長	（常任理事）	鈴 木 悦 子		（ 監 事 ）	青 木 幸 弘
広報委員長	（常任理事）	飯 田 永 介			
I T 委員長	（常任理事）	鳥 山 雄 司			
厚生委員長	（常任理事）	岡 部 耕 喜			

# 「インボイス制度について」

～免税事業者は課税事業者になるべきか?～

さくら中央税理士法人 税理士 安田 信彦

消費税の免税事業者が課税事業者になるべきかどうかは、事業者自身が判断する必要があります。そして、免税事業者が課税事業者に転換すると決めた場合、適切な手続きを行わなければなりません。

免税事業者が課税事業者に転換する主な理由は、事業拡大や収益増加のためです。下記に事例で説明していきます。課税事業者になることで、消費税の還付や、仕入税額控除などの税制上のメリットが得られることが多くあります。また、課税事業者となることでインボイス発行が出来るため、ビジネスパートナーや取引先との信頼関係を築くことができる場合もあります。

一方で、課税事業者となることには、消費税の納付義務が生じ申告などの手続きによる経理や税務の面での負担が増えるというデメリットがあります。

つまり、免税事業者が課税事業者に転換するかどうかは、事業者自身が利益(メリット)と負担(デメリット)を総合的に判断し決定する必要があります。

この件に対し各方面で多く議論されていますが、私なりに各種事例に基づきながら考えてみようと思います。

まず、令和5年度の税制改正大綱に記載された改正案の内容を記載しておきます。下記の改正案が「免税事業者が課税事業者になるべきかの判断」に大きな影響を与えることになりました。

以下、下記を★と表現します。

○準備期間(前々年・前々事業年度)における課税売上高が1億円以下である事業者については、インボイス制度の施行から6年間、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入れ税額控除を可能とする。

※なお、準備期間における課税売上高が1億円超であったとしても、前年又は前事業年度開始の日以後6か月の期間の課税売上高が5,000万円以下である場合は、特例の対象とする。

※参考：令和5年度の税制改正大綱P78

という改正案が盛り込まれました。

上記★を踏まえて、各種事例を挙げて考えてみたいと思います。

## 免税事業者のままであった場合に考えられる事例

### ◆ 個人タクシーの場合

お客：タクシー！

お客：あの～ インボイスの発行できますか？

ドライバー：申し訳ございません。このタクシーはインボイスの発行はできないのです。





## ◆ 居酒屋の場合 (専門家のアドバイスでインボイス登録事業者となった場合)

お客：宴会の予約を入りたいのですが○月○日大丈夫でしょうか？

お店：○月○日大丈夫ですよ！何名様でしょうか？

お客：37名です。新人歓迎会なんです。18:30からでお願いしたいのですが？

お店：ありがとうございます。その人数でしたら当店貸し切りとなります。ご予算はどのくらいでしょうか？

お客：どのようなコースがあるのですか？

お店：飲み放題2時間付きで込み込み7,000円のコースがお得ですよ！

お客：2時間か～～2時間で追い出されちゃうと困るので3時間ぐらい居たいんですけど

お店：分かりました飲み放題は2時間ですが、貸し切りですから、閉店までOKですよ！

お客：ほんとですか？助かった！あ！それとインボイスは大丈夫ですか？

お店：もちろん大丈夫ですよ！当店はインボイス発行事業者ですから！

お客：ああ！良かった、会社の経理がうるさいので。

それでは宜しくお願い致します。

お店：先生！おかげさまで、大口の宴会の予約を取ることができました。先生がおっしゃっていたのはこのことだったのですね。

37名様で当店満席状態です。コロナの影響でお客様も減って、このままでは閉店も覚悟と思っていた矢先のインボイス。どうしようと思ったのですが、先生の「サラリーマンは実は自分の働いている会社の規模(売上が1億円以下なのか1億円超なのか)をよくわかっていないし、6年間の期間限定の規定にしがみついても始まらない。

消費税の負担は生じるけれど、お客様に選択されるお店になるためにインボイス発行事業者になれ！」という言葉信じてよかったと思います。

先生：そんなに強く言った覚えはないけど、よかったですね。



### 1万円未満の取引はインボイス不要

令和5年10月1日から令和11年9月30日まで6年間

基準期間の課税売上高が1億円以下の者、又は前事業年度開始の日から6か月間の課税売上高が、5千万円以下の者が対象

あの～予約したいのですがインボイスは発行できますか？

大丈夫ですよ当店はインボイス登録事業者です

これでは○月○日17時に37名で伺います

## ◆ サラリーマンの副業の場合

この頃、終身雇用制が変化を見せ、副業を持つサラリーマンも増えてきました。

サラリーマンの副業についてもインボイスの影響が出てきます。

多くの場合、サラリーマンの副業先は大規模会社が多く、当然相手は課税事業者で原則課税になります。そのサラリーマンが特殊技能、例えば語学・専門知識等に優れた人材であれば、免税事業者でも企業は問題なく報酬を支払ってくれると思いますが、そうでない場合はインボイス発行事業者登録を企業から求められることがあると思います。

副業しているサラリーマンは、副業先の会社とよく相談してインボイス発行事業者になるかどうかの判断をした方が良さそうですね。

## ◆ 税理士の場合

私の業界も意外と免税事業者が多い業界です。今までは税理士が免税事業者であってもお客様の決算で税理士報酬に係る消費税を仕入税額控除をすることが出来ましたが、令和5年10月からは税理士がインボイス発行事業者とならなければ、お客様の消費税申告時に税理士報酬にかかる消費税を仕入税額控除出来ないということになります。お客様の消費税の申告書が簡易課税である場合は問題ありませんが、原則課税ということになるとお客様に負担をかけることになってしまいますね。お客様の申告書を作成する立場から考えると免税事業者のままというわけにもいきません。税理士会からインボイス発行事業者になるようにという通達はありませんが、業務の性質上インボイスの登録をしないという選択肢はないのではないかと考えます。でも、新米税理士や後人に道を譲り少ない顧問先で老後をと考えていた税理士にとっては厳しい選択となりそうですね。

## ◆ 大会社のサラリーマンの場合（中途半端な知識編）

インボイスについて課税庁は周知徹底を行い、多くの場面で広報を行っていく方針ではありますが、しっかりと理解されている方がどのくらいいるのかはなはだ疑問です。そして、字面だけの説明、例えば上記の★印の文章だけで理解を求めようと思っても難しいのではないのでしょうか？サラリーマンで今勤めている会社の売上高を知っている人はどのくらいいるのでしょうか？……例えば

サラリーマン（以下A氏）が勤めている会社に税務調査が入ったとします。消費税の調査に当たり仕入税額控除の出来ない領収書が出てきて、調査官に指摘されました。

その指摘内容は次の通りでした。

調査官：御社はここ数年業績が上がり売上高が1億円を超えていますよね。これらの経費の領収書にインボイス番号が記載されていません。申し訳ありませんが、これらの経費に係る消費税は仕入税額控除出来ないのので、消費税の申告書を修正してもらうことになります。

報告を得た経理部長はこれらの領収書を提出した社員を呼び出しこう伝えます。

経理部長：君たちは当社の売上がどのくらいあるか知らないのか！

あれだけインボイスの発行できないお店は使うなと言っただろう

A氏：申し訳ございません。確かに売上がどのくらいの規模になっているのかわかりませんでした。私が入社した頃はせいぜい4,000～5,000万円位しかなかったもので、そんなに業績が伸びているとは思いませんでした。それに、インボイスセミナーに行かされた時に「1億円以下の課税売上高の会社は6年間インボイス保存がなくとも1万円未満の・・・」ということは知っていたので、部下にもそのように伝えてしまいました。今後気を付けます。部長！そのためにも今後当社の売上水準を社員にわかるようにして頂きたいと思いますが、如何でしょうか？

経理部長：そうだったね。その点は申し訳なかった。今後は現状を社員にしっかり伝えるようにするよ。そして、交際費等についてはインボイス発行事業者の店舗のみの利用とするということも周知徹底するようにしよう。



と、このようなことも起こる可能性があるわけです。インボイス制度開始後には会社として従業員に「してはいけない事」を周知徹底する必要があります。

## 課税事業者と免税事業者

### ◆ 免税事業者はインボイスを発行できない

ここでもう一度簡単に免税事業者のインボイス制度についてまとめてみます。

- 適格請求書等保存方式(以下、インボイス制度)とは複数税率に対応した仕入税額控除の方式です。
- 買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売手から交付を受けた「適格請求書(以下、インボイス)」等の保存が必要となります。買手が作成した仕入明細書等による対応も可能です。
- 開始時期は令和5年10月1日です。
- インボイスとは「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます
- インボイスを交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「インボイス発行事業者」に限られます。
- 請求書や納品書、領収書、レシート等、その名称は問いません。
- インボイスの交付に代えて、電磁的記録(インボイスの記載事項を記録した電子データ)を提供することも可能です。
- 課税事業者が、登録を受けることができます。→消費税の申告・納税等が発生します。

※ インボイス発行事業者の登録を受けていない事業者であっても、インボイスに該当しない請求書等は発行することができます。→正規のインボイスは発行出来ません。

※ 登録を受けていない事業者が、インボイスと誤認されるおそれのある書類を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。

## 免税事業者の登録申請手続等

- 令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者となることが可能です(経過措置)。
- 登録を受けるためには登録申請手続を行います。  
※この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

## 登録に当たっての留意点

### ◆ インボイス発行事業者になると...

- 基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、登録の効力が失われない限り、消費税の申告が必要です。
- 税理士に頼む場合は別途報酬も考えなければなりません。
- 取引の相手方(課税事業者に限ります。)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(交付義務)。

## ◆ 上記経過措置の適用を受ける場合

登録を受けた日から2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、免税事業者となることはできない(登録を受けた日が令和5年10月1日の属する課税期間である場合を除きます。)ため、「インボイス発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出し、登録の効力が失われても、基準期間の課税売上高にかかわらず、課税事業者として消費税の申告が必要となります。

## ◆ 登録を受けるかどうかは、事業者の任意です

- インボイス発行事業者の登録を受けない場合、インボイスを交付できません。
- 取引の相手方が消費者、免税事業者や簡易課税制度を選択している課税事業者である場合など、取引先がインボイスを必要としない場合もあります。
- 取引の相手方は、経過措置(下記記載)により一定の期間は、仕入税額の一部が控除できます。→期間は6年であり、期間を過ぎると元に戻ります。

## 6年間の経過措置は？

### 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

- 適格請求書等保存方式の開始後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者(以下「免税事業者等」といいます。)から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



※出典：国税庁「適格請求書等保存方式の概要—インボイス制度の理解のために—」

ここで重要なのは6年限定の経過措置であるということと一定の割合しか仕入税額控除出来ないという事です。

### 1-2.インボイスのシステム対応(予定)

①紙のインボイスから仕訳を入力する場合

日本ICS

○標準税率・軽減税率仕訳を分けなくては  
○請求書にインボイス登録番号があるが正しい番号なのか?  
○登録番号の整合性チェックを行わなくては  
...などを考えながら入力

仕訳区分(なし) 税率(5%) 税区分(内税)

出典：日本ICS株式会社「インボイス制度への準備はお済みですか?」

「課税事業者は免税事業者と付き合う事は出来るか?」

上記の通り仕入先や外注先等が免税事業者の場合6年間(経過措置期間)は一定の割合で仕入税額控除できる特例がありますが、経過措置の期間終了をもって原則に戻るという事になります。

また、経過措置期間の特例の仕入税額控除の処理については煩雑で難しいものになります。

### 筆者紹介

さくら中央税理士法人 代表税理士 安田信彦  
(東京税理士会日本橋支部所属)  
毎月開催している事務所見学会では全国から参加する  
税理士・経営者に対して業務効率化のノウハウを提供しています。  
<http://ysd21.com>



～日本橋税務署からのお知らせ～

## 業務センターへの郵送等に関するお願い

東京国税局において、「内部事務のセンター化（※）」を実施しており、日本橋税務署も令和5年7月10日以降、内部事務のセンター化の対象署となっていますので、次の事項について、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

- 内部事務のセンター化の対象となる税務署に、申告書、申請書等を提出する場合は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。
  - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
  - 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います。  
税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能ですが、その際は、所轄税務署に提出願います。

日本橋税務署管内の納税者の皆様が、申告書等を書面により提出する場合は、「東京国税局業務センター大手町分室」へ郵送願います。郵送先住所については、令和5年7月3日以降、国税庁ホームページにおいてご確認ください。

- 書面の申告書、申請書等を業務センターへ直接持ち込むことはできません。また、所轄税務署以外の窓口及び時間外収受箱へ提出することもできません。
- 業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するために電話や文書によりお問合せをさせていただくことがございます。
- 電話による税務相談や申告書、申請書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。
- 納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。

(※) 「内部事務のセンター化」とは、事務の効率化等のため、複数の税務署の内部事務（申告書等の入力や審査、還付金の支払手続、申告内容についての照会文書の発送など）を、専任部署（業務センター）で集約処理する取組です。

# 中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税・個人事業税を減免しています。

## 【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kl以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、東京都が導入推奨機器として指定したもの* (指定された導入推奨機器は、東京都のホームページで公表しています。) *空調設備(エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機) *照明設備(LED照明器具、LED誘導灯器具) *小型ボイラー設備(小型ボイラー類) *再生可能エネルギー設備(太陽光発電システム、太陽熱利用システム)
減免額	設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人)翌事業年度等、(個人)翌年度の事業税額から減免可
対象期間	(法人)令和8年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人)令和7年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限(申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その延長された日)までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「環境に関する軽減制度について」をご覧ください

主税局 環境減税

検索 詳しい案内やQ&Aも掲載しています。



## 【お問合せ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
  - ・中央都税事務所 法人事業税課・個人事業税班
  - ・主税局課税部法人課税指導課 (法人事業税班) 03-5388-2963
  - ・主税局課税部課税指導課 (個人事業税班) 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
  - 東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)
  - ・地球温暖化対策報告書制度 0570-03-3517
  - ・導入推奨機器 03-5990-5087



中央都税事務所 03-3553-2151 (代表)

個人住民税額（特別区民税・都民税）の試算がインターネットでできる

## 「個人住民税額シミュレーション」

### サービスをご利用ください!!

#### ◆サービス内容

ご自身のパソコンやスマートフォンでホームページにアクセスし、インターネット上に表示されたフォームに、給与や年金の源泉徴収票の内容、そのほかの所得・控除等を入力していただくと、個人住民税額を試算することができます。ふるさと寄附金額の目安を試算することも可能です。

※ふるさと寄附金による寄附金税額控除は、ふるさと寄附を行った年の収入、所得及び控除に基づいて控除額が計算され、その翌年度の個人住民税から控除される制度です。本シミュレーションでは、令和5年度または令和4年度の個人住民税額を試算し、その税額をもとに目安額を試算しますので、実際の計算結果とは異なる可能性があります。試算額はあくまで参考としてご利用ください。

#### ◆アクセス方法

##### 「中央区ホームページ」

(トップページ ⇒暮らし・手続き ⇒税金 ⇒住民税 ⇒税額の計算  
⇒個人住民税額シミュレーション)

URL

<https://www.city.chuo.lg.jp/a0009/kurashi/zeikin/juuminzei/zeigaku/simulation.html>

スマートフォンの方は、こちらの二次元コードからお入りください。



#### ◆お問い合わせ先

中央区総務部税務課課税係 TEL 03-3546-5270



# 一緒に取り組んでみませんか？ 事業所でできる地球温暖化対策！



## 自然エネルギー・省エネルギー機器等導入費助成制度

中央区では、地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素など)の排出を抑制するため、省エネ機器などの導入費を一部助成し普及を進めています。

助成制度の概要	
申請受付	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ※予算が無くなり次第、受付を終了します。
助成対象者	区内に事業所を有する中小企業者、個人事業主など
対象機器	・太陽光発電システム・蓄電システム・エネファーム・エアコン ディショナー・LEDランプ・屋上屋根用高反射率塗料・窓用日射 調整フィルム・窓用コーティング材・その他の省エネルギー機器
助成額	①一般助成 導入費の40%(上限:40万円) ※太陽光発電システム、蓄電システムを除く。 ②中央エコアクトに取り組んでブロンズ以上のランクである場合 導入費の70%(上限:56万円) ※太陽光発電システム、蓄電システムを除く。
その他	・機器等の設置工事を行う2週間程度前に申請してください。 ・令和6年3月31日まで助成額を拡大していますので、ぜひこの 機会に本制度をご活用ください。

## 事業所用中央エコアクト(二酸化炭素排出抑制システム)

中央エコアクトとは、省エネ活動などの二酸化炭素排出量削減につながる取組を実施した事業所が、取組内容に応じて様々な特典が受けられる制度です。

制度の概要	
参加方法	専用WEBサイトから参加申込
取組内容	・エネルギー消費量の記録 ・コミュニティサイクルの利用 ・再エネ100%電力への切り替え ・建物のZEB化 ・環境イベントへの参加 等
ランク制度	省エネ活動に取り組むことでポイントを獲得 ポイント獲得数に応じてランク分けされます <b>ホワイト &gt;&gt; ブロンズ &gt;&gt; シルバー &gt;&gt; ゴールド</b>
特典	ランクに応じた特典をご用意 ・省エネ機器等導入費助成・緑化助成制度の上乗せ ・商工業融資における優遇利率の適用 ・区発注工事案件入札時の評価点の加算 ・専用WEBサイトなどへの掲載 ・区ホームページ広告バナー1か月無料 等 ※ランクにより受けられる特典が異なります。

中央区HP(トップページ)まちづくり・環境>環境>温暖化対策>中央エコアクトをご覧ください。  
【お問い合わせ】 中央区環境土木部環境課 Tel: 03-3546-5628

東京都中央区 温暖化対策

検索



助成金



中央エコアクト

## ■山本山 ふじエ茶房について

2018年9月、日本橋にある山本山創業の地にオープンした日本茶専門の茶房。

「お茶と海苔の魅力が直感で感じられる茶房」というコンセプトのもと、外の音が遮断された店内空間。自然光が十分に差し込む高い天井とガラス張りの前面。お茶を淹れる所作。お茶によって異なるお湯の温度。五感でお茶を楽しむことができます。また上質な海苔を使った、海苔が主役の料理も提供しています。



海苔めん



海苔重 牛すき焼き



海苔重 鮭



膳 にほんばし

### □メニュー『海苔めん』

ふじエ茶房の定番メニューの一つ。香川県・小豆島産の手延べ麺に、自家製の醤油たれに上質な海苔を溶かして作った「海苔だれ」をかけた『海苔めん』。シンプルなのに豊かな旨みを楽しめます。

### □メニュー『海苔重 牛すき焼き』

### □メニュー『海苔重 鮭』

海苔が香り、自家製醤油たれの旨みが広がる『海苔重』。海苔とご飯を重ねるように交互に盛り付けたお重になっており、シンプルに塩で味付けした「ばら干し海苔」を乗せました。甘辛く煮込んだ「牛すき焼き」と脂の乗った「鮭」の2種類を提供しています。

### □メニュー『膳 にほんばし』

シンプルな見た目にも、二重の味わいが楽しめる『膳 にほんばし』。

ご飯と板海苔が交互に重なったお重に、右半分は自家製醤油だれで味付け、左半分はじゃことオリーブオイル、焼塩で味付けをしています。使用している海苔は全て、山本山の最高級海苔「にほんばし」(九州有明海産)です。

〒103 - 6101

東京都中央区日本橋2-5-1

日本橋高島屋三井ビルディング 1階

電話: 03-3271-3273

営業時間

物販: 10:30 ~ 20:00 喫茶: 11:00 ~、13:30 ~、16:00 ~

喫茶スペースのご利用は完全ご予約制となります。

ご予約は予約サイトまたはお電話にて受け付けております。

山本山

ふじエ茶房

日本橋らんちのためのおいしいものめぐり

# ぜいきんクイズ

下記の要項でご応募下さい。正解者には10名に図書カード(1,000円相当額)を差し上げます。

## ＜応募方法＞

官製はがき、又は下記のFAX応募用に答(①～③のいずれかの記号で答える)と、会社名・所在地・所属部課・氏名をご記入の上、ご応募下さい。

なお、官製はがきの場合は、「夏季号(第251号)の答」と明記し、問を解答して下さい。

## あて先

〒103-0014

中央区日本橋蛸殻町1-10-7

蛸殻町ビル

公益社団法人日本橋法人会事務局

FAX(3663)3307

## 締切日

2023年8月31日

(当日消印有効)

## 発表

秋季号(第252号)当会報誌上

(2023年9月末発行)

(問) 令和5年度税制改正において、適格請求書保存方式(インボイス制度)に関する改正が行われました。当該改正の内容について、誤っているものはどれでしょうか。次の3つの中からお選びください。

- ① 免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合の負担軽減を図るため、納税額を売上税額の3割に軽減する措置を3年間講ずることとなりました。
- ② インボイス制度の実施に伴う事務負担を軽減する観点から、基準期間(前々年・前々事業年度)における課税売上高が1億円以下である事業者については、インボイス制度の施行から6年間、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除が可能となりました。
- ③ 事業者の実務に配慮して事務負担を軽減する観点から、少額な値引き等(1万円未満)については、返還インボイスの交付が不要となりました。

## 春季号税金クイズ(250号掲載)の解答

春季号(第250号)税金クイズの解答は、次のとおりです。

【解答】 ③(納付できる金額の上限は30万円)

スマホアプリ納付とは、国税庁長官が指定した納付受託者(GMOペイメントゲートウェイ株式会社)が運営するスマートフォン決済専用のWebサイト(国税スマートフォン決済専用サイト)から、納税者が利用可能なPay払いを選択し、納付受託者に納付を委託する方法で、納付しようとする金額が30万円以下の場合に利用することができます。

夜間休日を問わず、原則24時間いつでもご利用が可能なことに加え、利用に当たっては、決済手数料はかかりません。

詳細につきましては、右記QRコードから国税庁のホームページをご覧ください。



## 抽選結果発表

当会報春季号(250)に掲載した税金クイズの抽選結果を発表します。

厳正なる抽選の結果、下記の方々当選されました。おめでとうございます。

赤谷 幸恵	江尻 邦男	小室 里美	品川 英夫	矢野 智子
犬飼 幸	紺野 涼太	鹿海 治	前林 俊彦	吉川 彩花

FAX 03 (3663) 3307 日本橋法人会事務局

## 夏季号(第251号)の答 (FAX応募用)

答 ① ・ ② ・ ③ (いずれか正解に○をしてください)

会社名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_ 所属部課 \_\_\_\_\_

法人会への  
メッセージ

法人会  
消費税期限内納付  
推進運動

# 日本橋法人会の今後の予定

開催日	行事内容	会場	開始時刻
7月 5・12・19・25日	法人税の体系を学ぶ講座(全4回)	法人会研修室	13:00～15:00
7月 6日(木)	7月決算法人説明会	日本橋税務署	13:30～16:00
7月25日(火)	特別講演会「日本の未来 待ち受ける本当の変化」 講師:社会学者・作家 古市 憲寿 氏	銀座プロッサム	13:30～15:00
8月 7日(月)	適格請求書等保存方式の概要 ～インボイス制度導入理解のためのセミナー～	日本橋公会堂	13:00～15:00
8月22日(火)	新設法人説明会	日本橋税務署	13:30～16:00
8月23・30日 9月 6・13日	法人税申告実務Ⅰ講座(全4回)	法人会研修室	13:00～15:00
8月24日(木)	8月決算法人説明会	日本橋税務署	13:30～16:00
8月25日(金)	税務研修・異業種交流会	TOYO(東洋)	17:00～19:30
9月 5日～11月 2日	日商簿記検定3級講座(全16回)	法人会研修室	13:00～15:30
9月19日(火)	9月決算法人説明会	東実健保会館	13:30～16:00
9月20日(水)	サイバー担当元刑事が教える サイバーリスク対策セミナー	法人会研修室	13:00～14:30

「無料税務・労務相談」「無料法律相談」は水曜日開催中(隔週)。

※日程・会場等変更になる場合がございますので、お申し込みの際には事務局に必ずご確認ください

最新の情報はホームページをご覧ください!!

日本橋法人会

Q 検索



## ■ 編集後記 ■

「にほんばしかわら版」夏季号をお届けします。巻頭に第12回通常総会の模様を掲載しました。第2部の講演会は防衛医科大学校の免疫・微生物学教授・木下学先生の講演『未来の医療改革 命をつなぐ人工血液』でした。災害や紛争、様々な緊急事態における人命救助の現場で、多くの人命を救う可能性を秘めた「人工血液」の研究が着実に進んでいることを知りました。世界が注目する画期的な開発、今後の実用化が期待されます。貴重な講演だったと思います。

特集は「インボイス制度について～免税事業者は課税事業者になるべきか～」。10月の導入に向け、消費税の免税事業者が課税事業者に転換すべきかどうかの判断やその手続きについて、税理士の安田先生が様々な業種や業態の具体的な事例に基づきながら、内容と対処のポイントをわかりやすく解説しています。

ランチのためのうまいものめぐりは「山本山 ふじエ茶房」さん。時間が止まったような静寂な空間で、お茶と海苔を五感で楽しむことができる素敵なお店です。上質な海苔がふんだんに使われた海苔重と海苔麺は、海苔の繊細で豊かな風味が堪能できる、まさに海苔が主役の贅沢な逸品。お茶は一煎ごとに異なるお湯の温度で。お茶を淹れる所作の一つひとつが美しく、丁寧な心遣いが感じられます。是非一度お出掛けください。

税務署、都税事務所、中央区からのお知らせは大事なものばかり、お目通しをお願いします。多くの皆様の日本橋法人会へのご入会をお待ちしています。

広報委員長 飯田 永介

### にほんばしかわら版

令和5年夏季号

第251号(通巻294号)

発行所 中央区日本橋蛸殻町1-10-7

公益社団法人 日本橋法人会

電話 (3667)1736・1737

E-mail:support\_1@nihonbashi-hojinkai.or.jp

発行人 会長 三田 芳裕

編集人 広報委員長 飯田 永介